

公益社団法人日本麻酔科学会認定麻酔科指導医(麻酔科指導医)に関する内規

2016年4月22日制定
2018年3月23日改定
2019年5月27日改定
2019年8月5日改定
2019年11月29日改定
2020年5月7日改定
2020年7月18日改定
2021年3月16日改定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）認定制度運営細則第7条の規定にもとづき、この法人の公益社団法人日本麻酔科学会認定麻酔科指導医（以下、「麻酔科指導医」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 麻酔科指導医とは、麻酔科専門医または機構専門医を経てこの内規に定める所定の審査に合格し、この法人が、医師に麻酔科関連業務を指導するために十分な能力があると認めた麻酔科関連領域の指導と管理に継続して従事する者をいう。
2 前項の麻酔科関連の業務とは、以下の各号に掲げる業務をいう。
(1) 周術期における麻酔管理に関する臨床または研究
(2) 疼痛管理に関する臨床または研究
(3) 集中治療部、救急施設等における重症患者の管理に関する臨床または研究

(有効期間)

第3条 麻酔科指導医資格の有効期間は、登録された日から満5年間とする。

(認定の取消)

第4条 この法人は、以下に掲げる事由に該当するとき、麻酔科指導医の資格を取り消す。
(1) この法人の正会員あるいは名誉会員でなくなったとき
(2) 麻酔科指導医が認定の取消を申し出たとき
(3) 麻酔科指導医の更新手続きをしなかったとき
(4) この法人の理事会が麻酔科指導医としてふさわしくないと認めたとき
2 この法人の常務理事会は、前項第4号の事由により麻酔科指導医の資格を取り消すとき、常務理事会は、本人に対し事前に弁明する機会を与えなければならない。

第2章 新規認定

(申請資格)

第5条 麻酔科指導医の新規認定申請資格者は、この法人の会員資格を有し、過去に指導医資格を取得していたもの、または、麻酔科専門医あるいは機構専門医を1回以上更新した経験があるもの、または機構専門医の更新申請年度にあたるものとし、以下に示すいずれかの資格を満たすものとする。各実績単位は、学会単位表に準ずる。「所定の学術集会」とは本学会主催の学術集会を指す。

- (1) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の学術集会参加実績があること。ただし、日本麻酔科学会の年次学術集会に1回以上出席して取得した

- 単位を含むこと。
- (2) 申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの間に、所定の学術集会参加実績および発表・査読実績があること。ただし、日本麻酔科学会の年次学術集会に 1 回以上出席して取得した単位を含むこと。
 - (3) 申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの間に、所定の学術集会参加実績および指導実績(500 例以上)があること。ただし、日本麻酔科学会の年次学術集会に 1 回以上出席して取得した単位を含むこと。
 - (4) 申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの間に、所定の学術集会参加実績があり、本学会の名誉会員、施設長(大学学長、医学部長、病院長)またはこれに準ずる職責にあるもの。ただし、日本麻酔科学会の年次学術集会に 1 回以上出席して取得した単位を含むこと。

(申 請)

- 第 6 条 麻酔科指導医の認定審査を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法により申請を行わなければならない。
- 2 麻酔科指導医の認定申請の受付期間は、毎年 9 月 1 日から 10 月 30 日する。
 - 3 麻酔科指導医認定の審査料は、20,000 円(税別)とし、申請時に納付する。この法人が定める期間内に認定審査料の納付が確認されなかった場合、申請を無効とする。

(審 査)

- 第 7 条 麻酔科指導医の認定審査は、書類審査とし、この法人の認定審査委員会が実施する。
- 2 認定審査を希望する者が審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく回答が無く、認定審査委員会が定める回答期日が到来した場合、申請を無効とする。
 - 3 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

- 第 8 条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。
- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後この法人が定める期間内に麻酔科指導医登録料 10,000 円(税別)を納付する。所定期間を過ぎても納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
 - 3 この法人の理事長は、前項の登録料を納付した者を麻酔科指導医として登録する。麻酔科指導医として登録された者には認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
 - 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

第 3 章 更新認定

(更 新)

- 第 9 条 麻酔科指導医資格の継続を希望する者は、有効期間が終了する前に所定の更新手続きをしなければならない。

(更新資格)

- 第 10 条 麻酔科指導医の更新を希望する者は、第 5 条に掲げる申請資格を満たしていること。

(更新申請)

- 第 11 条 麻酔科指導医資格の更新を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法により申請を行わなければならない。
- 2 麻酔科指導医の更新申請の受付期間は、認定期間が終了する年の前年 9 月 1 日から 10 月 31 日までとする。

- 3 麻酔科指導医更新の審査料は 20,000 円（税別）とし、申請時に納付する。この法人が定める期間内に更新審査料の納付が確認されなかった場合、申請を無効とする。

(更新審査)

- 第12条 麻酔科指導医の更新審査は書類審査とし、この法人の認定審査委員会が実施する。
- 2 認定審査を希望する者が審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく回答が無く、認定審査委員会が定める回答期日が到来した場合、申請を無効とする。
 - 3 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

- 第13条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し審査が終了した日から 2 週間以内に審査結果を申請者に通知する。
- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後この法人が定める期間内に麻酔科指導医登録料 10,000 円（税別）を納付する。所定期間を過ぎても納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
 - 3 この法人の理事長は、前項の登録料を納付した者を麻酔科指導医として登録する。麻酔科指導医として登録された者には認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
 - 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。
 - 5 資格を喪失した者は新規に申請を行う。

第4章 補　　則

(雑　　則)

- 第14条 この内規に定める事項のほか、麻酔科指導医の認定に関し必要な事項は別に定める。

(内規の変更)

- 第15条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(4)に従ってなす。